

# 成年後見等申立てチェックシート

(東京家庭裁判所本庁・立川支部)

「申立ての手引」をよくお読みいただき、申立前にこのチェックシートを利用して点検してください。  
提出する書類は、このチェックシートの①から⑮の順に並べてください。

1	管轄	本人の住民票上の住所地は東京都にありますか？	23区又は諸島	東京家庭裁判所後見センターに申し立ててください。	<input type="checkbox"/>
			上記以外の市町村	東京家庭裁判所立川支部に申し立ててください。	<input type="checkbox"/>
2	申立人	申立人に申立権はありますか？	本人、配偶者、4親等内の親族(手引5ページ参照)、成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等、市区町村長、検察官		<input type="checkbox"/>
3	申立書類	①親族関係図			<input type="checkbox"/>
		②申立書	申立ての趣旨の該当する番号に○を付けましたか？(1, 2, 3のいずれかに○を付けてください。)		<input type="checkbox"/>
			保佐や補助の申立ての場合には、2又は3に○を付けるとともに(1)(2)の必要なものにも○を付けましたか？		<input type="checkbox"/>
		③委任状(弁護士の代理人がいる場合)			<input type="checkbox"/>
		④本人の診断書及び付票 (「愛の手帳」をお持ちの場合は、その写しも提出してください。)	東京家庭裁判所の書式の診断書ですか？(左上に「東京家庭裁判所本庁・支部提出用」という記載があります。)		<input type="checkbox"/>
			診断書に医師の記載漏れ(チェック項目のチェック漏れ等)や誤記はありませんか？		<input type="checkbox"/>
			診断書の作成日は申立日から3か月以内のものですか？		<input type="checkbox"/>
		⑤本人の戸籍謄本(現在のものだけで可)	申立日から3か月以内のものですか？		<input type="checkbox"/>
		⑥本人の住民票	申立日から3か月以内のものですか？		<input type="checkbox"/>
		⑦本人の登記されていないことの証明書 (候補者の証明書は必要ありません。)	申立日から3か月以内のものですか？		<input type="checkbox"/>
			証明書に記載されている本人の住所、本籍等に誤記や空欄はありませんか？ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない」ことが証明されていますか？		<input type="checkbox"/>
		⑧後見人等候補者の戸籍謄本 (現在のものだけで可)	申立日から3か月以内のものですか？		<input type="checkbox"/>
		⑨後見人等候補者の住民票	申立日から3か月以内のものですか？		<input type="checkbox"/>
		⑩申立事情説明書	記載漏れ、チェック漏れはありませんか？		<input type="checkbox"/>
		⑪同意書			<input type="checkbox"/>
⑫後見人等候補者事情説明書	記載漏れ、チェック漏れはありませんか？		<input type="checkbox"/>		
⑬本人の財産目録	記載例を見ながら作成してください。		<input type="checkbox"/>		
⑭本人の収支状況報告書	記載例を見ながら作成してください。		<input type="checkbox"/>		
⑮本人の財産及び収支に関する資料	不動産登記簿謄本(全部事項証明書)は原本を、それ以外の資料は写しを提出してください。		<input type="checkbox"/>		
4	収入印紙	申立手数料	800円	400円×2枚	<input type="checkbox"/>
			(保佐や補助の申立てで、代理権や同意権の付与の申立てもする場合には、さらにそれぞれ800円の収入印紙が必要になります。)		<input type="checkbox"/>
		後見登記手数料	2,600円	1,000円×2枚, 300円×2枚	<input type="checkbox"/>
5	郵便切手	後見の場合	3,220円	500円×3枚, 100円×5枚, 82円×10枚, 62円×2枚, 20円×8枚, 10円×10枚, 1円×16枚	<input type="checkbox"/>
		保佐・補助の場合	4,130円	500円×4枚, 100円×5枚, 82円×15枚, 62円×3枚, 20円×5枚, 10円×10枚, 1円×14枚	<input type="checkbox"/>
6	裁判所に提出する書類の写しは取りましたか？		提出書類はお返しできません。提出していただいた書類の内容について、裁判所からお尋ねすることがありますので、必ず写しを取っておいてください。		<input type="checkbox"/>

※ 書類がすべて整いましたら、申立書類を提出する裁判所に電話をして、面接日の予約をしてください。

面接日 月 日 時 分 予約番号( )

東京家庭裁判所後見センター	03(3502)5359 03(3502)5369	〒100-8956 東京都千代田区霞が関1丁目1番2号
東京家庭裁判所立川支部後見係	042(845)0324 042(845)0325	〒190-8589 東京都立川市緑町10番地の4